

全国障害者スポーツ大会埼玉県代表選手選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 全国障害者スポーツ大会に参加する埼玉県代表選手を選考するに当たり、福祉団体、障害者スポーツ関係者等の意見を踏まえ、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加推進に寄与できるよう、全国障害者スポーツ大会埼玉県代表選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、別に定める全国障害者スポーツ大会埼玉県代表選手選考規程に基づき埼玉県（以下「県」という。）に対し代表選手候補者の推薦を行うものとする。

2 選考委員会は、別に定める全国障害者スポーツ大会埼玉県選手団派遣役員推薦規程に基づき県に対し選手団役員の推薦を行うものとする。

3 選考委員会は、前2項に定める事項のほか、県の求めに応じて次に掲げる事項について検討、協議を行うものとする。

(1) 代表選手を選考に関すること。

(2) 選手団役員の推薦に関すること

(3) その他全国障害者スポーツ大会埼玉県選手団の派遣に関すること。

(構成)

第3条 選考委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 福祉団体等の代表

(2) 障害者スポーツ団体等の代表

(3) 県職員

(4) その他特に必要と認める者

2 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員等の任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、就任した年度の3月末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務等)

第5条 委員長は会務を掌理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 選考委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の委員以外の者に対し、意見を聴取し、又は資料の提供その他の必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、埼玉県障害者スポーツ協会において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(略)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。